

第 48 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
第 9 回香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 4 月 23 日（金） 8 : 30 ~ 9 : 00

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い。

本県では、3 月 24 日から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、4 月に入ってから、直近 1 週間の累積新規感染者数が 100 人を超え、直近 1 週間とその前の週 1 週間との比較では 17 倍を超えるなど、感染拡大リスクが急激に高まる「感染急増段階」というべき状況となったことから、4 月 4 日から 24 日までを「感染拡大防止集中対策期」に位置付けて取組みを進めてきた。

その際、県民の皆さまお一人お一人が感染防止対策を徹底していただくことで、何とか感染を抑制していくことを基本としながら、変異株の拡がりにも対応し、高齢者へのワクチン接種を円滑に進めていくため、年度初めで感染リスクが高まる場面が生じやすい飲食店に対して、対策期間中の 4 月 7 日から 20 日までの 2 週間、営業時間の短縮の協力要請を行ったところ、多くの飲食事業者の皆さま、県民の皆さまに、ご協力をいただいた。改めて、心から感謝申し上げる。

一方、先週時点では、「感染拡大防止集中対策期」前に比べて感染拡大が一定程度抑えられ、直線的に増加する傾向のいわゆる「感染急増段階」からは脱してきておったものの、新規感染者数は、およそ 10 人前後のレベルで推移するなど、なお判断を許さない状況にあったことから、今後の感染状況を十分に見極めながら、「感染拡大防止集中対策期」の継続の可否とともに、飲食店に対する営業時間短縮の協力の再要請について検討することとしていたところである。

現在、国内では、「まん延防止等重点措置」が 10 都府県に適用され、そのうち、4 都府県から特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の要請がなされている。さらに、愛媛県でも「まん延防止等重点措置」の適用の要請がなされるなど、首都圏や関西圏、近県で新規感染者数が増加の一途をたどっている状況にあり、県境をまたぐ移動そのものを控えていただく事態となっている。

また、本県における直近の感染状況は、感染・伝播性が高いと見られる変異株が占める割合が急激に高まり、20 代から 40 代と比較的若い年代から高齢者への感染につながるおそれが生じているほか、今週 19 日以降、新規感染者数がおおよそ 20 人レベルに急に上がり、直近 1 週間とその前の週 1 週間の累積新規感染者数の比は 1 を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率については 3 割前後で、国の示すステージⅢの指標を上回る状態が続いている状況にある。

このまま、人の動きが活発化するゴールデンウィークの時期に、集中的な対策を講じなければ、短期間で感染者数が倍、倍と増えていくといったまん延の事態を引きおこし、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響

が生じるおそれがある。

こうした状況を踏まえて、総合的に判断した結果、現在の「感染拡大防止集中対策期」を5月15日（土）まで3週間延長し、対策期間における『まん延警戒警報』を発令する。そして、人の移動が活発化するゴールデンウィークには、全国知事会が提唱している～移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～との考えのもと、感染拡大防止の集中対策を講じることとする。

具体的には、4月28日（水）から5月11日（火）までの14日間、飲食店に対して、まことに申し訳ないが、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午後8時まで）に短縮していただくよう、協力の再要請をし、要請の全期間通じてご協力いただいた飲食店には、国からの取扱い通知に基づき、事業規模に応じた協力金を支給する。

このほか、感染拡大防止に向けて、県民の皆さま、事業者の皆さまに、広く呼びかけを実施するとともに、観光地・集客施設周辺の飲食店に対する感染防止対策徹底の呼びかけや、イベント等の開催や大規模商業施設等に対する密集回避、感染防止策の徹底の協力要請を行うほか、栗林公園やさぬきこどもの国など、県内外から多くの集客が見込まれる県有施設についても、職員による巡回や園内放送による呼びかけなど、感染防止対策の一層の徹底を図ることとしている。

なお、明日から、営業時間の短縮を再要請する4月28日までの間も、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動していただき、感染防止対策がとられていない会食への参加は勇気をもって断るなど、感染リスクの高い行動は避けるよう、慎重に検討をお願いする。

この時期の行動が、今後の感染拡大の引き金とならないよう、ゴールデンウィークを迎えるに当たって、注意いただきたい事項について、次のとおり、私から県民の皆さまへのお願いとしてまとめたので、改めて、お一人お一人が、感染拡大防止対策の徹底を一層意識していただくようお願いする。

<ゴールデンウィークを迎えるに当たってのお願い>

- ・ 行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に。
- ・ 帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加は、慎重な検討を。
- ・ 感染が拡大している地域との往来は、延期、自粛、オンライン帰省の活用を。
- ・ 会食をはじめ感染リスクの高い行動は、慎重に検討を。
- ・ 会食する場合は、できるだけ、家族か、4人までで、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫を。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後の対策として、国からも強く要請されている「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を創設し、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすい飲食店における感染防止対策の徹底を図り、感染症に強い地域社会経済をつくっていきたいと考えている。

私としては、新型コロナウイルスの感染拡大を何としても抑制し、一日も早い社会経済の回復

に向けて、全力で取り組んでいくので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、ご理解、ご協力をお願いする。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではないので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いする。

続いて、「ゴールデンウィークにおける集中対策」について、「感染拡大防止集中対策期」を延長し、「まん延警戒警報」を発令する中、人の動きが活発化するゴールデンウィークの時期に、全国知事会の提唱する～移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～の考えのもと、感染拡大防止の集中対策を講じていく。

ゴールデンウィークにおける集中対策の対象期間は、4月29日(木)から5月5日(水)とし、県民の皆さまに対しては、帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加について慎重に検討すること、また、感染が拡大している地域との往来は延期、自粛、オンライン帰省を活用することなどの協力を要請し、広く呼びかけを行う。

また、事業者の皆さまに対しては、先ほども申し上げ、この後にも説明するが、飲食店に対して営業時間の短縮の協力について再要請する。

大変、申し訳ないが、重ねてご協力をお願い申し上げます。

また、観光地、集客施設周辺の飲食店に対し、感染防止対策の徹底を呼びかける見回りを実施するほか、県外から多くの観光客が見込まれる県内うどん店(約200店舗)に対し、外食業の事業継続のためのガイドラインチェックシートによる感染防止対策の再点検、及び来店者向け注意喚起の掲示の協力をお願いする。

さらに、従業員の多い県内企業、国の出先機関の長や、観光施設、大規模商業施設等に対しては、個別に感染防止対策の徹底を要請するとともに、イベント・集客施設・伝統行事の実施については、慎重な判断を求め、実施する場合は、参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などによる密集回避・感染防止策を徹底するよう、また、大規模小売店、商業施設等におけるゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等については、人数制限など、感染防止策を徹底するよう、協力を要請する。

特に県内外から多くの集客が見込まれる県有2施設の対応としては、栗林公園では、入園時にサーマルカメラによる検温や手指消毒、マスク着用の確認・配付を行うほか、入園後は、園内飲食店以外での飲食制限や、和船運航時の定員制限、一方通行の鑑賞ルートの設定、園内での巡回・声かけなどを行う。

入園時に、東門及び北門にてサーマルカメラによる検温や手指消毒、マスク着用の確認等を行い、入園後の対策としては、水分補給を除いて園内飲食店以外での食事の自粛をお願いするとともに、和船の定員6名のところ、原則4名以内、全員同居家族の場合は6名以内とするほか、園内に一方通行の鑑賞ルートを設定し、人の交錯をできるだけ少なくし、職員による巡回や声かけなどを実施することとする。

また、さぬきこどもの国では、児童館について、スペースシアターを除き全面休館とするほか、屋外施設であるYS-11型飛行機の機内公開、琴電車両の車内公開、変わり種自転車等貸し出すサ

イクルセンターをそれぞれ休止し、オンラインイベントを除くイベントや、空港からの無料連絡バス、団体利用の受付についても休止する。

こちらの対応の詳細については、別途お知らせさせていただく。

議題3 「飲食店への営業時間短縮の要請及び香川県営業時間短縮協力金について」

本部長発言

飲食事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけすることになり、また、利用者の方にもご迷惑をおかけするが、感染拡大を抑制するため、4月28日（水）から5月11日（火）までの2週間、飲食店に対して、営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類提供は午後8時までに短縮していただくよう協力要請し、当該要請にご協力いただいた飲食店には、協力金を支給することとする。

前回の営業時間短縮協力金は、その時点で国の支援が得られるものとして経過措置的に認められていた、一日当たり一律4万円方式を採用した。

今回の協力金については、新たな国の取扱いに基づき、前年度又は前々年度の一日当たりの売上高に応じて、一日当たり2万5,000円から最大7万5,000円までというように、売上げ規模に応じたものとなるので、ご理解をいただきたいと考えている。

なお、制度の詳細については、現在、検討中なので、協力金の申請要項など、取りまとめができしだい、公表させていただく。

飲食事業者の皆さまには、再度の要請となり、本当にご迷惑をおかけし申し訳ないが、ご理解とご協力をよろしく願います。

なお、営業時間短縮の協力金などに関するコールセンターへの問い合わせ件数は、4月21日現在で計2,495件であるほか、20日までにを行った時短状況の把握や感染防止対策の徹底の呼びかけを行う巡回については、巡回した職員は延べ460人、巡回店舗数は8,899店となっている。ほとんどの飲食店が、20日までの時短要請に応じていただいたと受け止めている。

議題4 「飲食店感染防止対策認証制度（仮称）について」

本部長発言

飲食店に対する感染防止対策の認証制度については、「大人数・長時間の飲食」「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすい飲食店における感染防止対策の徹底を図り、感染症に強い地域社会経済をつくっていくため、国からも強く要請されていることから新たに創設するものである。

現在、制度設計を行っているところであるが、制度の概要としては、県が感染防止対策基準を定め、現地調査を通じて、当該基準を満たすことが確認できた飲食店を県が認証するものである。制度の運用開始後は、県がウェブサイトやチラシ等で認証店を広報するほか、認証店では認証マークを掲示してPRしていただくことにより、県民の皆さまが安心して当該飲食店を利用いただ

るようにしたいと考えている。

また、認証取得を支援するため、認証取得に必要となる備品購入等に要する経費の一部を補助する制度を設けたいと考えている。補助対象経費は、施設規模に応じて上限額を変動させることを検討しているが、標準的な補助対象経費の上限は1店舗当たり20万円を想定している。

補助率については、アクリルパーティションや消毒液の設置など基本的な感染防止対策に係る経費については、10/10の補助、キャッシュレス決済端末や非接触型体温計の導入など、その他の感染防止対策に係る経費については、3/4の補助としたいと考えている。

なお、対象となる経費としては、認証制度開始後だけでなく、遡及適用も検討している。

制度の運用開始時期については、関連の補正予算成立後、各種調査を行い、できるだけ早期にお示ししたいと考えており、この認証制度により、県民の皆さまに安全・安心な利用環境を提供し、感染拡大防止と経済活動の両立を図りたいと考えている。

議題5「新型コロナウイルス感染症対策（令和3年度4月補正予算案）について」

政策部長から資料に沿って説明

本部長発言

本日、予算議案を議会へ送付するが、議決後は早期に効果が発現するよう、各部局におかれては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、速やかな執行に留意していただき、万全を期していただきたい。

議題6「その他」

商工労働部長から資料に沿って説明

（Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について）

交流推進部長から資料に沿って説明

（「うどん県泊まってかがわ割」取扱いの一部変更について）

教育長から資料に沿って説明

（学校における対応について）

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、気を緩めることなく、連携して対応にあたっていただきたい。